

<発行所>

Be Ambitious社会保険労務士法人

〒103-0016

東京都中央区日本橋小網町1-3-2

オーチャー小網町ビル 1階・6階

TEL：03-6661-6597 FAX：03-6661-6598

MAIL：gyoumu@sr-iino.com

URL：https://www.sr-iino.com

いいの事務所ニュースvol.146は雇用保険育児休業給付の 延長に関する審査の厳格化についてお伝えします！

■はじめに



雇用保険の雇用継続給付の一つである「育児休業給付金」は、育児休業中の所得を保障する給付として広く利用されています。この育児休業給付は原則として子が1歳になるまでですが、「子が1歳に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合」には、1歳6か月または2歳に達する日まで延長することができます。この給付延長を狙って、意図的に保育園に落ちる行為が行政事務に負担をかけていることなどの理由から来年度以降延長の際の審査が厳格化されることが予定されています。

■改正の概要とポイント

<概要>

「保育の利用を希望し、申込みを行っているが、子が1歳に達する日後の期間について当面保育が行われない場合について、速やかな職場復帰を図るために保育所等における保育の利用を希望しているものであると公共職業安定所長が認める場合に限る」という要件が加わります。

<これまで>

保育所等の利用を申し込んだものの、当面入所できないことについて、市区町村の発行する入所保留通知書などにより確認していました。

<2025年4月から>

これまでの確認に加え、保育所等の利用申し込みが、**速やかな職場復帰のために行われたものであると認められる**ことが必要になります。



2025年4月から育児休業給付金の支給期間延長手続きの際は、**保育所等の利用申込書の写しが必要**となります。市区町村に保育所等の利用申し込みを行う際は、必ず申込書の写し(電子申請で申し込みを行った場合は、**申込内容を印刷したもの、または、申し込みを行った画面を印刷したもの**)保管しておいてください！



育児休業給付金は、保育所等に入れなかったため育児休業を延長した場合に、1歳6か月に達する日前まで(再延長で2歳に達する日前まで)支給を受けることができますが、育児休業及び給付金の延長を目的として、保育所等の利用の意思がないにもかかわらず市区町村に入所を申し込むことは、制度趣旨に沿わない行為です。

■ 必要な書類

- ① 育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書(★追加されたもの)
- ② 市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し(★追加されたもの)
- ③ 市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知

※入所保留通知書、入所不承諾通知書など名称は市区町村により異なります

子が1歳に達する日(*)または1歳6か月に達する日が**2025年4月1日以後となる方**が、育児休業給付金の支給対象期間の延長を行う場合は、①～③の書類を、延長時の「育児休業給付金支給申請書」に添付して申請します。

※パパ・ママ育休プラス制度により、育児休業終了予定日が子が1歳に達する日の翌日以後である場合は、育児休業終了日。

ただし育児休業終了予定日が子が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日。

※「子が1歳に達する日」とは「子の1歳の誕生日の前日」のことです。



申込書の写しは市区町村に申し込んだものと同じものであれば、市区町村の受付印は不要です。利用申し込みの内容を途中で変更した場合は変更後の申込書の写しを提出する必要があります。



申込書の写しは全てのページを提出が必要です。市区町村に入所申し込みを行ったときに、入所保留となることを希望する旨の書類を提出している場合は、その書類の写しも提出します。



申込書の写しの内容についてハローワークから市区町村に確認する場合があります。提出された申込書の写しの内容が実際の申し込み内容と異なることが判明した場合は不正受給に該当し、不正に受給した金額の返還と、悪質な場合はそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられることがあります。

■ 延長申請のタイミングと要件

育児休業給付の延長申請ができるタイミングは2回あります。

1回目：子が1歳に達するとき

2回目：子が1歳6か月に達するとき

延長申請の要件は次の①～③すべてを満たしていることです。

- ① あらかじめ市区町村に対して保育利用の申し込みを行っていること
- ② 速やかな職場復帰のために保育所等における保育の利用を希望しているものであると公共職業安定所長が認めること
- ③ 子が1歳に達する日(*)の翌日時点で保育所等の利用ができる見込みがないこと

子が1歳に達する時・子が1歳6か月に達する時のタイミングで「引き続き休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合」に延長されます。

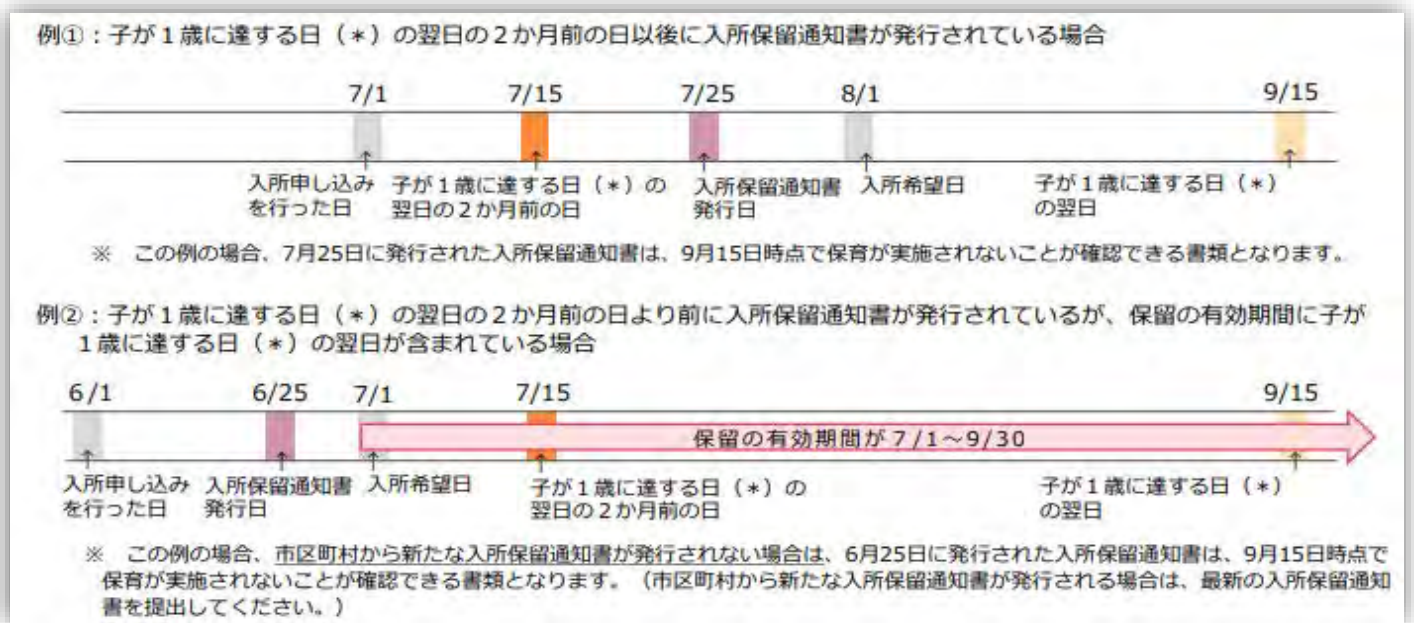
具体的には、「子の1歳誕生日等から保育園等に入所させるべく市区町村等自治体に利用申し込みをしていたが、定員に達していたため保留扱いとなった」という状態を示す保留通知書を提出しなければなりません。



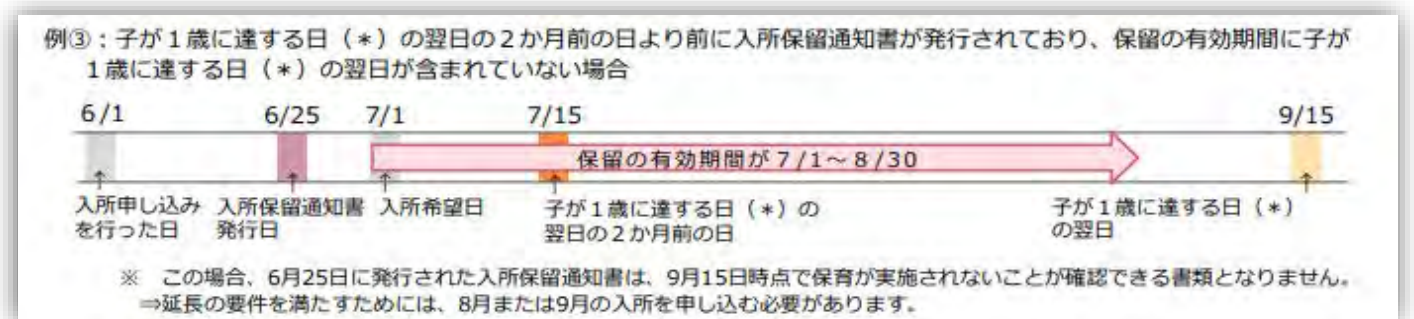
入所保留通知書、育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書など具体的な書類について…

■ 入所保留通知について

子が1歳に達する日(*)の翌日時点で保育が実施されないことが確認できる入所保留通知書の例



子が1歳に達する日(*)の翌日時点で保育が実施されないことが確認できない入所保留通知書の例



■ 育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書について

基本的な回答項目

- * 子の名前・生年月日
- * どのタイミングの延長申請か

(第1面) 育児休業給付金支給対象期間 延長事由認定申告書

(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記載してください。なお、申告内容に疑義がある場合、公共職業安定所長が事業主、被保険者、市区町村等に対し、必要な事項について照会し、報告を受けることがあります。)

1 育児休業の対象となる子について、右の①②を記載してください。	① 子の氏名：
	② 子の生年月日： 令和 年 月 日
2 今回、延長を申請する期間について、右のア・イのうち、該当するものを選択してください。	<input type="checkbox"/> ア 1歳 ^(注) ～1歳6か月の期間
	<input type="checkbox"/> イ 1歳6か月～2歳の期間

保育所の利用申し込みについて回答する項目

- * 利用申込日
- * 利用開始希望日
- * **入所保留を積極的に希望する旨の意思表示の有無**
- * 利用保留の有効期限
- * **内定辞退の有無**
- * **自宅から最も近隣の施設名と通所時間(片道)**
- * **通所時間(片道)が30分以上の場合、その理由**

3 保育所の利用(入所)申し込みについて、以下①～⑧について選択又は記載してください。

① 保育所等における保育の利用を希望し、市区町村に利用(入所)申し込みをしましたか。

<input type="checkbox"/> ア はい	② 利用(入所)申し込みをした日:	令和	年	月	日	
	③ 利用(入所)開始希望日:	令和	年	月	日	
	④ 利用(入所)申込みに当たり、入所保留を積極的に希望する旨の意思表示をしていませんが。	<input type="checkbox"/> ア していない	<input type="checkbox"/> イ している			
	⑤ 利用(入所)保留の有効期限:	令和	年	月	日	
	⑥ 利用(入所)内定を辞退したことがありますか。	<input type="checkbox"/> ア 辞退したことはない	<input type="checkbox"/> イ 辞退したことがある			
	⑦ 利用(入所)申し込みをした保育所等の中で、自宅から最も近隣の施設名と通所時間(片道)	施設名:				
	通所方法:					
	通所時間(片道):		分			

⑧ 通所時間(片道)が30分以上の場合、その理由を次から選択してください。

<input type="checkbox"/> ア	申し込んだ保育所等が本人又は配偶者の通勤の途中で利用できる場所にあるため
<input type="checkbox"/> イ	自宅から30分未満で通える保育所等が存在しないため
<input type="checkbox"/> ウ	自宅から30分未満で通える保育所等では職場復帰後の勤務時間・勤務日に対応できないため
<input type="checkbox"/> エ	子に特別の配慮が必要であり、自宅から30分未満で通える保育所等では対応できないため
<input type="checkbox"/> オ	その他

イ いいえ

①及び⑧について、「いいえ」・「その他」を選択した場合は、第2面の注意書き(IV、XI)に従い、理由欄に記載してください。

(理由欄)

※申し込んだ保育所等が、合理的な理由※なく自宅から通所に片道30分以上要する施設のみとなっていないことの「合理的な理由」として認められるのは、原則として次のa～eのいずれかに該当する場合です。

- a. 申し込んだ保育所等が本人または配偶者の通勤経路の途中にある場合(本人または配偶者の勤務先からの片道の通所時間が30分未満の場合を含みます。)
- b. 自宅から30分未満で通うことができる保育所等がない場合
- c. 自宅から30分未満で通うことができる保育所等の全てについて、その開所時間または開所日(曜日)では職場復帰後の勤務時間または勤務日(曜日)に対応できない場合
- d. 子が疾病や障害により特別に配慮が必要であり、30分未満で通える保育所等は全て申し込み不可となっている場合(医師の診断書、障害者手帳の写し等が必要です)
- e. その他、きょうだいが在籍している保育所等と同じ保育所等の利用を希望する場合、30分未満で通える保育所等がいずれも過去3年以内に児童への虐待等について都道府県または市区町村から行政指導等を受けていた場合も「合理的な理由」として認められます。

Q&A Q&A Q&A Q&A Q&A

【Q1】

市区町村の申込期限に間に合わなかったため、要件を満たす入所申し込みができませんでした。
育児休業給付金の受給を延長することはできますか？



【A1】

要件を満たす入所申し込みができていないため、延長の対象とはなりません。
保育所等の入所申し込みの受付期間(締め切り)は市区町村により様々です。お子さんが生まれたら市区町村のホームページやお知らせなどで、申し込み受け付けのスケジュールを必ずご確認ください。特に4月入所の申し込み受付期間は他の月よりもかなり早い場合が多いので、注意が必要です。また、市区町村によっては2月・3月の募集をしていない場合もあるためこちらも注意が必要です。

【Q2】

市区町村に入所可能か問い合わせをしたところ、「入所は難しいと思う」といわれたので申し込みをしませんでした。
育児休業給付金の受給を延長することはできますか？



【A2】

市区町村に入所可能か問い合わせただけでは支給対象期間の延長の対象とはなりません。
申込期限までに入所の申し込みを行うことが必要です。ただし、次の例外があります。

例外①

子が病気や障害により特別な配慮が必要であるため、保育体制が整備されていない等の理由で入所申し込みを市区町村が受け付けない場合は、申し込みを行えなかった理由を申告書に記載し、障害者手帳、医師の診断書等を添付すれば、延長が認められる場合があります。

例外②

お住まいの市区町村で、子が1歳に達する日(*)の翌日を含む月の入所を対象とした募集がなく、入所申し込みの受け付けができないとされた場合は、1歳に達する日(*)の翌日の2か月後までの日を入所希望日として入所申し込みを行えば、延長が認められる場合があります。**なお、この例外は1歳6か月に達する日後の延長時には認められません。**

例) 令和7年2月1日生まれの子について、居住する市区町村では令和8年2月及び3月入所の募集がなく、令和8年4月1日を入所希望日として申し込みを行った場合

⇒ 育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書の理由欄に理由を記載し、次の書類を添付してください。

- ・募集がない旨が記載された市区町村のリーフレット等の写し
- ・入所申込書の写し
- ・市区町村が発行した選考結果がわかる書類(入所保留通知書又は内定通知書)

※ 年に1回、一定の期間しか申し込みの機会がない場合など、子が1歳に達する日(*)の翌日から2か月後の日までを入所希望日として申し込むことができない場合は、ハローワークにご相談ください。

雇用保険育児休業給付の延長に関する審査の厳格化についてお知らせいたしました。

ご不明点・ご質問等は各担当者までお問い合わせください！

・・

■お知らせ 1

マイナンバーカードの健康保険証利用が2024/12/2から開始となり、これまでの健康保険証の発行がされなくなります。詳しくは担当者までお問い合わせください。

■お知らせ 2

2024年10月31日(木)は事務所内研修のため終日休業となります。メールご返信等は翌日以降順次対応してまいります。ご迷惑をおかけし誠に申し訳ございませんが、何卒ご了承くださいませ

☆☆ 育児休業を取得予定・取得中の方へ ☆☆

2025年4月から
保育所等に入れなかったことを理由とする
育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わります

■ 対象となる方



現在育休を取得している方・これから取得する方のうち、お子様が

- ① 1歳に達する日(1歳のお誕生日の前日)
 - ② 1歳6か月に達する日(1歳6か月になる日の前日)
- が**2025年4月1日以後**となる方

※パパ・ママ育休プラス制度の活用により、育児休業終了予定日の子が1歳に達する日後である場合は、育児休業終了日。ただし、育児休業終了予定日の子が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日。

■ ご対応いただくこと(3点)

- ① 市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの**申込書の写しを必ず手元に保管**し、会社へご提出ください。複写式の控え、市区町村が発行する控えや写しなどお住いの市区町村によって様々な書式があることが予想されます。

※申込書の写しは市区町村に申し込んだものと同じものであれば、市区町村の受付印は不要です。

- ② **「延長事由認定申告書」の記入と会社への提出**をお願いします。

- ③ 保育所等の**利用ができない旨の通知を会社へ提出**してください。

※入所保留通知書、入所不承諾通知書など名称はお住いの市区町村により異なります

■ 2025年4月の保育所等への申し込みを行う方へ

お住いの市区町村によりますが、**例年4月の入所申込は前年の10月～12月**に行う市区町村が多いため、各市区町村の保育所等の募集時期・内容について**必ずご自身でスケジュールを確認し、お申込み**いただくようお願いいたします。

